

2024年度第1回愛知県地域医療対策協議会 議事録

開催日時 2024年8月26日（月） 午後2時から午後3時30分まで

開催場所 愛知県自治センター 602・603会議室

出席委員

太田委員（一般社団法人愛知県医療法人協会副会長）、加藤委員（愛知県市長会 新城市健康福祉部副部長）、小島委員（愛知県町村会 大口町健康福祉部長）、小寺委員（独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター院長）、佐藤委員（一般社団法人愛知県病院協会会長）、澁谷委員（愛知県保健所長会監事）、白木委員（藤田医科大学病院病院長）、春原委員（愛知女性医師の会会長）、谷口委員（公益社団法人全国自治体病院協議会愛知県支部支部長）、間瀬委員（名古屋市立大学病院病院長）、柵木委員（公益社団法人愛知県医師会会長）、丸山委員（名古屋大学医学部附属病院病院長）、山本直人委員（愛知県地域医療支援センターセンター長）、吉田委員（愛知消費者協会会長）（五十音順、敬称略）

●開会

（愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 岩下室長）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から「2024年度第1回愛知県地域医療対策協議会」を開催いたします。

私は、事務局の医務課地域医療支援室の岩下です。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、愛知県保健医療局長の長谷川から御挨拶を申し上げます。

（愛知県保健医療局 長谷川局長）

本日は、お忙しい中、2024年度第1回愛知県地域医療対策協議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃は、本県の保健医療行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

さて、本協議会は本県の医師確保方策に関して、地域枠医師の派遣調整や臨床研修に関する事項などについて、御協議いただく場でございます。

本日は協議事項が3件、報告事項が1件ございます。協議事項につきましては、来年度

派遣対象となる地域枠医師の派遣先医療機関や、特定労務管理対象機関の指定に関してなど、御協議を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

限られた時間ではございますが、幅広い観点から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 岩下室長)

続きまして、委員の皆様の御紹介でございます。本来であれば、おひとりずつ御紹介し、御挨拶いただくところですが、時間の都合により、資料としてお配りしております委員名簿及び配席図により、紹介に代えさせていただきますと存じます。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 岩下室長)

続きまして、定足数の確認です。現在 13 名の委員が御出席をいただいております、定足数である委員半数の 8 名を上回っておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことを報告させていただきます。

また、本日は傍聴者が 2 名、報道関係の方が 2 名いらっしゃいますので、よろしくお願いいたします。

傍聴者の方は、お手元の「傍聴される皆様へ」に記載されている事項を遵守いただきますようお願いいたします。

次に、本日の資料の確認をお願いいたします。

資料が 1 から 4 まで、参考資料が 1 から 6 までございますので、よろしくお願いいたします。不足がございましたら、お申し出ください。なお、資料 1 - 2、資料 1 - 3 及び資料 2 につきましては、会議終了後に回収させていただきますので、会議終了後は机の上に置いたままでお願いします。また、傍聴者の方へは、資料 1 - 2、資料 1 - 3 及び資料 2 は配付しておりません。

それでは、議事に入ります。ここからの進行は議長の柵木会長をお願いいたします。

(柵木会長)

地域医療対策協議会の議長を務める柵木でございます。この会議は愛知県地域医療支援センターの運営協議会、それから専門医に関する県の協議会、医師の確保対策、働き方改革の4つの役目を担っております。初めてこの会議に出る方もお見えですので、その辺のところをしっかりとご理解いただきたいと思います。その中で、今日の協議事項はお手元のレジュメにございますように、1、2、3を決議して、報告事項が4番目となります。今日の場合は、主に地域医療支援センターの運営協議会の役に属するような協議が多いということで大体の会議のアウトラインをご理解いただければと思います。

それでは、協議に入る前に本日の会議の公開非公開について、事務局から説明よろしくをお願いします。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 岩下室長)

協議事項(1)②、及び報告事項(1)は、公開することによって個人が特定される恐れがあるため、協議事項(2)は公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため、「愛知県地域医療対策協議会設置要綱」第9条に基づき「非公開」とし、それ以外は公開とさせていただきます。

(柵木会長)

よろしいでしょうか。

それでは、協議事項(1)②及び(2)、報告事項(1)は非公開とし、それ以外は公開とします。

続いて、議事録署名者を決定したいと思います。署名者は、協議会設置要綱第10条に基づき、会長が委員2名を指名することとなっております。

今回は、太田委員と加藤委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(太田委員・加藤委員)

【承諾】

(柵木会長)

ただいまこの会議の意義についてお話しましたけれども、なにかご質問等ございますか。なければ議事を進めさせていただきたいと思います。

それでは協議に入りたいと思います。本日は、協議事項が3件、報告事項が1件となっております。最初に、協議事項(1)①「地域枠医師の派遣先候補医療機関」について、事務局から説明をよろしくお願いします。

●協議事項

(1) 地域枠医師の派遣先医療機関に関する決議

①地域枠医師の派遣先候補医療機関について

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 佐藤室長補佐)

地域医療支援室の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

協議事項(1)地域枠医師の派遣先医療機関に関する決議(資料1-1から1-2)につきましては、本日の協議会に先立ちまして、8月16日に当協議会の「地域枠医師赴任等調整部会」を開催し、ご協議いただいております。

それでは、①地域枠医師の派遣先候補医療機関についてご説明します。

まず、地域枠医師についてご説明します。地域枠医師については、県が修学資金を貸与し、医師免許取得後、原則、臨床研修2年、県の指定する公的医療機関等において7年診療に従事し、合計9年間の義務年限を終了することで、修学資金の返還が免除されることとなります。地域枠医師が従事する派遣先候補医療機関は、地域医療対策協議会において協議の上、決定することとなっております。

それでは、資料1-1をご覧ください。「2025年度の派遣先候補医療機関の選定について」ご説明します。(1)派遣先の候補となる医療機関ですが、2024年度の基準と同様に、

常勤医師数が①の内科系等は 40 名以下、②の小児科は 1 名以上 5 名以下、③の産婦人科は 2 名以上 5 名以下に当てはまる医療機関としております。また、(2) のとおり、2024 年 3 月に策定した医師確保計画上の「医師多数区域」以外の区域に属する医療機関であることが条件となっており、医師多数区域となる「名古屋・尾張中部医療圏」と「尾張東部医療圏」以外の医療圏に属する医療機関を候補とします。こうした対象医療機関の選定など、地域枠制度に係るこれまでの経過につきまして、本日、説明は省略しますが、参考資料 1 として配布しております。

次に、「2 優先順位の付与について」でございます。医療機関ごとに、救急搬送患者数と緊急入院患者数、分娩件数等を常勤医師数で割り返した数値が高い順に順位付けをしております。優先順位で並び替えをしたものを次のページに記載しております。

(1) の内科系等の医療機関につきましては 17 の医療機関を対象とします。2024 年度からの対象医療機関の変更は、総合大雄会病院が医師数が基準以上となったため対象外としております。

(2) 小児科の医療機関につきましては、10 の医療機関を対象としております。2024 年度から対象医療機関の変更はありません。

(3) 産婦人科の医療機関につきましては、7 の医療機関を対象としております。2024 年度からの対象医療機関の変更は、豊川市民病院と厚生連渥美病院が医師数が基準内となったため、新たに追加しております。

説明は以上となります。ご協議をよろしくお願いいたします。

(柵木会長)

ただいまの地域枠医師派遣先医療機関に関する決議、派遣先の候補医療機関、これについていかがでしょうか。派遣医療機関の名称、優先順位について、前からずっと積み上げて、こういう 1 つの基準でもって、各医療機関を決めるということになっておりますけれども、これについて特にご意見よろしいでしょうか。

今日初めて、地域医療対策協議会の委員としてご出席になる方もお見えですので、あま

り今までの議論を繰り返すことは避けたいなというふうに思いますけれども、もし何かご不明の点がございましたら、ここで指摘していただいでよろしいでしょうか。

それでは、意見はないようですので、協議事項（１）①については、承認することとします。

続いての協議事項に移りたいと思いますが、ここからは非公開となります。事務局は、傍聴者の方を退席させてください。

（非公開）

それでは、協議事項（３）「専門研修プログラムに係る愛知県の意見に関する決議」について、事務局から説明をしてください。

協議事項（３）「専門研修プログラムに係る愛知県の意見に関する決議」について

（愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 佐藤室長補佐）

協議事項（３）専門研修プログラムに係る愛知県の意見についてご説明します。資料３－１をご覧ください。

「１ 協議の趣旨」でございます。資料の右下に参考として流れをまとめておりますが、厚生労働大臣が都道府県知事の意見を聴き、日本専門医機構等に意見を反映させる制度となっており、この度、厚生労働省から、医師の専門研修に関する協議がありましたので、本協議会で御協議いただくものであります。

「２ 都道府県による確認事項」でございます。厚生労働省から、大きく二つの確認事項が示されております。

１つ目は、「（１）国から都道府県への協議について」です。日本専門医機構が提示した2025年度専攻医シーリング案が都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっ

ていることを確認することとされております。

2つ目は、「(2) 専門研修プログラムについて」、①「個別のプログラムの内容」と②「各診療領域のプログラムに共通する内容」に関して、各プログラムが、都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていることを確認することとされており、合わせて5つの条件が示されております。

確認内容についてご説明します。「3 2025年度専門医シーリングについて」でございます。2025年度のシーリングにつきましては、2024年度と同様の考え方で計算されております。

本県の状況については、「4 本件におけるシーリングの状況」のとおり、2021年度以降、耳鼻咽喉科がシーリング対象となっており、17名が上限となっておりましたが、2023年度、2024年度プログラムでは、特別地域連携プログラム数1が加算され、18名が上限となっております。2025年度も耳鼻咽喉科で18名が上限となっております。

なお、専門医機構が示したシーリング数につきましては、参考資料3-1のとおりとなっております。

次に、「5 確認事項における県内の状況等」でございます。資料3-2をご覧ください。

1つ目の「プログラムの連携施設の設定、ローテーション及び採用人数が都道府県の偏在対策に配慮されたものであること」について、本県では、各研修プログラムにおいて、医師多数区域以外の区域に所在する複数の連携施設が設定されローテーションが組み立てられております。

2つ目の「プログラムの廃止がある場合は、それによって地域の医療提供体制に多大な影響を与えないこと」については、本県では、プログラムの廃止はありませんでした。

3つ目の「特定の地域や診療科において従事する医師を確保する観点から、地域枠等の従事要件に配慮された研修プログラムであること」について、本県の地域枠医師の推奨診療科の全てで医師多数区域以外の区域に所在する複数の基幹施設が置かれており、概ね本県地域枠の従事要件に配慮された研修プログラムとなっております。

4つ目の「内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科及び麻酔科については、都

道府県ごとに複数の基幹施設がおかれていること」については、本県では、内科を始めとする該当の7診療科全てで複数の基幹施設がおかれている状況となっています。

最後に「診療科別の定員配置が都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものになっていること」について、皮膚科を始めとする9診療科については、医師多数区域に所在する基幹施設のプログラムのみとなっていますが、これらのプログラムにおいても、医師多数区域以外の区域に所在する複数の連携施設が設定されていますので、概ね、本県の医師確保対策、医師偏在対策に資する定員配置となっていると考えております。

いずれの確認事項についても、本件の医師確保対策、医師偏在対策に資するものとなっていることなど、今後も注視してまいります。

なお、個別のプログラムの状況等につきましては、参考資料3-2及び3-3のとおりとなっております。

以上を踏まえました本県の意見（案）でございますが、資料3-1にお戻りいただき、「6 本県から国への意見（案）」をご覧ください。

「(1) 国から都道府県への協議」の2025年度専攻医シーリング案については、「意見なし」としたいと考えております。

また、「(2) 専門研修プログラム」の専門研修プログラムの内容についても、「意見なし」としたいと考えております。

説明は以上となります。ご協議をよろしくお願いいたします。

(柵木会長)

特に専門研修で地域医師偏在との関係では、本県は、大きな問題はないという認識のもとに、特に意見はないということで国の方に答えていきたいということでございますが、これについて何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。意見なしと。

しかし、専門研修と医師偏在を結びつけるということをずっとこのテーマでやってきたわけですけれども、愛知県は医師少数県というのでは基本的にはないということで、大丈

夫なのかもしれませんね。特に意見はないということで問題はないということでよろしいでしょうか。

今度の内閣が、もうあと1ヶ月弱で、変わるのだらうと思いますけれども、ちょうど機会があって、武見厚労大臣と話すことがございましたけれども、最後に彼のやりたいことを、いろいろお聞きをいたしました。

その中でやっぱり医師偏在についてはやはり相当、思い切ったことをやると。日本医師会の会長が武見さんに先駆けてですね、日本医師会の意見ということで、今、地域医療支援病院の管理者要件として、医師少数区域に赴任するというのを提案してございましたけれども、武見大臣が正式に、そういうのを提案すると、厚労大臣としてこれをやると言っております。

日医の中では、医師会がそんなことを先駆けてやることはないだらうとあって、そういう意見もありましたけれども、言われる前にやるんだというような話で、大臣は今月の終わりに、それを表明するというようなことを言っておられました。他にもいろいろ感染症対策であるとか或いは創薬の体制だとか、かなりいろんなアイディアをお持ちですのでそれも確かにやってこられたというふうに思いますね。「自分はちょうど1年の任期だったけれども、他の厚労大臣の3期分をやったな」と自慢しておりましたけれども、確かによくおやりになったかなという感じはいたします。

よろしいでしょうか。

はい。それでは、協議事項(3)については、承認することとします。

他に何か意見はございますでしょうか。今日のご議論、お聞きになってですね。何かございますか。はい、どうぞ。

(佐藤委員)

病院協会の佐藤です。ちょっと不勉強で申しわけありませんけど、この一番最初の派遣

先の医療機関ってというのは、手上げ制だと思うんですけど、毎年いつごろこの申請というか、もしあれでしたら病院協会の少数区域の機関を案内したいと思うんですけど、今年度の予定とかそういうのはあるでしょうか。

(柵木会長)

はい。いかがでしょうか。いつ頃調整していくのかと。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 佐藤室長補佐)

年度初めに各医療機関からの希望を聞いておりますので、それで進めております。

(佐藤委員)

そうすると、来年はこれで令和8年のは、令和7年の4月ぐらいに、各医療機関にご案内が行くと。手上げしますかっていうのと。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 佐藤室長補佐)

そうですね。

(佐藤委員)

はい。わかりました。

(柵木会長)

そうたくさんは変わらないけど何ヶ所かは変わると、それから条件を満たさなくなったり、或いは満たしたところが入ってきたりというところがあるかもしれないですね。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 佐藤室長補佐)

条件で照会をかけますので、また変わる可能性もありますけど、ほぼほぼ変わらない感

じになっています。

(柵木会長)

特に産婦人科と小児科がちょっと変わるような感じですね。小児科なんかは大分減ってきたということで、あまり小児の入院を取り扱わない、産婦人科だともうお産を取り扱わない機関は、そんなに医師派遣を要請しないと、こういうことになるかもしれないですね。

他に何かご意見ございますでしょうか。はいどうぞ。

(山本委員)

誤解があるといけないので、ないとは思いますが、ちょっと補足ですけど指定医療機関の派遣先ですね、指定医療機関の選定方法ですけども、大体先ほど申し上げました年度始めに、派遣先といいますか、公立公的社会医療法人、これが大体 33 病院ございますのでその 33 病院に対して、意向を調査させていただいております。その中で、要件に当てはまればこのリストに上がってくるということです。そういう病院の選定で、33 病院ということになります。これも地域枠医師がこれから増えて参りますので、内科系 40 名という数でカットでいいのかどうかというところをいずれまたご協議いただく。派遣先を増やしていくのかということも、今後少しずつ考えていかなきゃいけないなと思っております。以上でございます。

(柵木会長)

今のセンター長のご意見、40 名というのは内科系ですね。内科外科系というのが、トータルの医師数が 40 名以上だとはっきり今のところ派遣対象外になっているが、こうやってその診療科が細分されているという傾向の中では、40 名で区切っていいのかということも、今後の検討の余地があるだろうと。こういうことですけども、またその時は皆さんにご検討いただいて、これをどの程度まで増やしていくのか。あまり増やしたからといって、特定の病院に集中するのもこれは困るかなと。それからあと、全くその希望がない病院もあ

るんですね。そうすると、ある程度希望を取っていくと、その希望のない病院がずっと残ると。これもなかなかまずいかなという感じもするんですけども、かといって無理矢理ここへ行っていただくのもなかなか難しいなど。これも、1人行くと、芋蔓式にもう行くという話ですので、これもコーディネーターの先生方にいろいろご尽力いただいて、その病院の全体像も見ながら、少しこっちの方に、誰か先遣隊を送るっていう発想でやっていただかなきゃいかんというようなところも出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

他にはよろしいでしょうか。よろしいですかね。

(柵木会長)

それでは今日の協議事項はこれですべて終了をいたしました。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課地域医療支援室 岩下室長)

事務局から2点ございます。まず、本日の会議録につきましては、後日、御発言いただきました方に内容の確認をいただいた上で、会議冒頭で会長が指名しましたお二人の署名人に御署名いただくこととしておりますので、事務局から依頼がありましたら御協力いただきますようお願いいたします。

次に、会議冒頭にも説明しましたが、資料1-2、資料1-3及び資料2につきましては回収させていただきますので、机の上に置いていただくようお願いいたします。

(柵木会長)

それでは本日の地域医療対策協議会はこれにて終了をいたしたいと思っております。どうもご協力ありがとうございました。